

経済産業省

20150610 貿局第1号
輸入注意事項27第8号
経済産業省貿易経済協力局

「ワシントン条約動植物及びその派生物の輸入の承認について」の一部を改正する規程を次のとおり制定する。

平成27年6月22日

経済産業省貿易経済協力局長宗像 直子

「ワシントン条約動植物及びその派生物の輸入の承認について」の一部改正について

「ワシントン条約動植物及びその派生物の輸入の承認について」(平成19年3月6日付け・輸入注意事項19第4号) の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正し、平成27年7月1日から施行する。

「ワシントン条約動植物及びその派生物の輸入の承認について」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○ワシントン条約動植物及びその派生物の輸入の承認について（平成19年3月6日付け・輸入注意事項19第4号）

改 正 後	現 行
<p>平成19年3月5日付け経済産業省告示第49号（輸入公表の一部を改正する告示）により、下記1（1）に掲げるワシントン条約動植物及びその派生物の輸入に係る二の二号承認（輸入貿易管理令第4条第1項第2号の規定による輸入の承認（全地域を原産地又は船積地域とする貨物の輸入に係る承認に限る。）をいう。）については、平成19年4月1日以降は、下記により行います。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1～4 （略）</p> <p>5 その他の事項</p> <p>(1)～(8) （略）</p> <p>(9) 1の(2)の⑤によりワシントン条約動植物の生体を輸入通関した場合であって、以下の条件を満たす場合には、3の(4)の規定にかかわらず、我が国へ輸入通関した日から再輸出されるまでの期間を6年を超えない日まで延長することができる。</p> <p>①当該標本が再輸出されるまでの期間を延長することについて、輸出国の管理当局等の同意が得られていること</p> <p>②当該標本が輸入者によって適切に管理されていること</p> <p>(10) (9)の延長を行う場合は、申請の際に提出した移動動物園、サーカス、動物展、植物展その他の移動する展示会の内容を説明する書類（別紙様式6）に記載された再輸出予定日について、以下により内容変更を行わなければならない。</p> <p>① 延長申請の時期</p> <p>変更前の再輸出予定日の12月前の日から申請を行うことができる。</p> <p>② 提出書類</p> <p>イ) 内容変更承認申請書（別紙様式7）2通</p> <p>ロ) 当該内容変更に係る理由書（A4判、様式任意）1通</p> <p>ハ) 内容変更を行おうとする輸入承認証の原本及び写し各1通</p> <p>ニ) 内容変更を立証する書類1通</p> <p>ホ) 当該標本を輸出した国又は地域の管理当局等が発行した、当該標本が再輸出されるまでの期間を延長することに関する同意書</p>	<p>平成19年3月5日付け経済産業省告示第49号（輸入公表の一部を改正する告示）により、下記1（1）に掲げるワシントン条約動植物及びその派生物の輸入に係る二の二号承認（輸入貿易管理令第4条第1項第2号の規定による輸入の承認（全地域を原産地又は船積地域とする貨物の輸入に係る承認に限る。）をいう。）については、平成19年4月1日以降は、下記により行います。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1～4 （略）</p> <p>5 その他の事項</p> <p>(1)～(8) （略）</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

～) 当該標本が適切に管理されていることを証する書類

ト) その他必要がある場合には、イ) ～～) に掲げる書類以外の書類

③ 提出先

経済産業省貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課野生動植物貿易審査室

[別紙様式1]～[別紙様式7] (略)

[別紙様式1]～[別紙様式7] (略)